

## 令和元年度和歌山県サービス管理責任者等基礎研修実施要領

### 1. 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」とする。)の養成を図ることを目的とする。

### 2. 研修日程及び場所

講義名	日程	場所
基礎講義	令和元年10月8日	和歌山市北コミュニティーセンター 多目的ホール
基礎演習(和歌山会場)	令和元年11月14日、15日	和歌山県民文化会館 特設会議室
基礎演習(田辺会場)	令和元年11月21日、22日	田辺スポーツパーク 多目的ホール

※ 基礎演習についてはどちらかの会場での受講となります。

ただし、会場規模の関係上、ご希望に添えない場合がありますので、必ず日程を確認の上、申込願います。

### 3. 定員

160人

定員を超過した申込があった場合には、以下の順位で選考します。

- (1) 不在のため減算になった事業所かつ今回の受講希望者が本研修終了後、サービス管理責任者等として配置される予定のため
- (2) 実務経験5年以上かつサービス管理責任者等として交代が確定しているため
- (3) 今後事業開始を予定している事業所に、他に研修を修了している者がおらず、今回の受講希望者が本研修修了後、サービス管理責任者等として配置される予定のため
- (4) 既にサービス事業者の指定を受けており、研修修了者がいるが、その者の退職・人事異動等により、サービス管理責任者等を交代する予定のため
- (5) すぐにサービス管理責任者等として配置される予定はないが、サービス管理責任者等の配置交代が必要になった場合に備え、資格を用意しておくため
- (6) その他

※ 上記順序によっても決定し難い場合、抽選により選考を行います。

※ 受講者増加が見込まれるため、本年度は和歌山県内の事業所のみ受付を行います。

### 4. 研修対象者

下記(1)、(2)の条件、両方を満たす者

- (1) 原則、本県の指定障害福祉サービス事業者においてサービス管理責任者として配置しようとする者又は障害児通所支援及び障害児入所支援事業において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上(児童発達支援管理責任者においては5年以上)従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務機関が同時期でも可)	1年

※詳細は別紙1、2参照

(2) 相談支援従事者初任者研修をすでに受講している者または今年度受講予定の者

## 5. 受講申込書の提出

### (1) 受講申込方法

受講希望者は、「令和元年度和歌山県サービス管理責任者等基礎研修受講申込書」を、所属する事業所(団体)を通じて下記によりメールと郵送にて申し込んでください。

#### <郵送するもの(令和元年8月23日消印有効)>

- ・令和元年度和歌山県サービス管理責任者等基礎研修受講申込書(所属法人の押印必要)
- ・相談支援従事者初任者研修修了証書の写し

(今年度相談支援従事者初任者研修を受講予定の者については、受講決定通知の写し)

#### <メール送信するもの(令和元年8月23日必着)>

- ・令和元年度和歌山県サービス管理責任者等基礎研修受講申込書(所属法人の押印不要)
- ※データは必ずエクセルデータで送ってください

### (2) 申込期間

令和元年8月5日(月)～8月23日(金) 当日消印有効、データは必着

### (3) 申込み先(問い合わせ先)

## 社会福祉法人和歌山県福祉事業団本部

住所 〒649-2102

西牟婁郡上富田町岩田2456-1

電話 0739-47-6640

[sabikankenshu@wfj.or.jp](mailto:sabikankenshu@wfj.or.jp)

※封筒、件名には「サビ管研修申込」と記載ください

注) 申込受付期間を厳守してください。

提出書類不備の場合は受けません。不備のないよう十分確認のうえ提出してください。

なお、受講を修了した者には、氏名及び生年月日等を記載した修了証書を授与するので、受講者の氏名については、楷書で記載するとともに誤字・脱字のないよう留意すること。

## 6. 受講者の決定及び通知

受講の可否については、申込者全員に通知します。

なお、申込多数の場合は、3の判断基準による選考又は抽選等を行い決定するものとする。

## 7. 修了証書

全日程を修了したものに對し受講証明書を交付します。

遅刻または早退がある場合は修了証書を交付しません。また、著しく受講態度の悪い方(私語、居眠り等)についても修了とならない場合があります。

## 8. 経費等

教材費については、受講者1人につき10,000円を負担していただきます。(研修1日目の受付時に徴収します。)

なお、研修会参加費用のうち、受講者の教材費、旅費及び宿泊費については、受講者(所属する指定障害福祉サービス事業者等を含む。)が負担してください。

## 9. 受講に当たっての注意事項

(1) 原則、全課程修了者を本研修修了者とします。(やむを得ない事由を除き、遅刻等は認めません。)

(2) 受講態度不良と認められた者は研修途中でも退席いただきます。

(3) 研修中、受講者に注意を行った場合、所属法人へも注意を行います。

## 10. その他

(1) 平成31年4月1日より制度の改正があり、研修カリキュラムが変更しております。そのため、本研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者になるための要件の一部を満たすものとなっております。サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者となるには、**配置のための実務要件を満たす必要があります。**サービス管理責任者等としての実務経験については、厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)及び厚生労働省告示第110号(平成31年3月29日)を参照してください。

(2) 受講を希望される者の中に、特別な措置を必要とする場合は、事前にご相談ください。

(3) 会場の駐車スペースには限りがありますので、できるだけ乗り合わせて来場ください。

(4) 交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。

(5) 研修当日、公共交通機関(電車等)で事故等が生じたことにより運行停止となる等の事情により、研修開始時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちに和歌山県障害福祉課までそのことを連絡するとともに、その旨を会場係員に申し出てください。

公共交通機関の事故等による事情であることが証明できる書類(公共交通機関が発行する遅延証明書等)の交付を受けてください。※この場合以外の遅刻は認められません。

(6) 警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。

変更・中止につきましては、研修当日の午前7時以降に和歌山県福祉事業団ホームページでご確認ください。

(7) 警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

## 11. 個人情報の取扱い

お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、県と和歌山県福祉事業団が共有します。必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。